

平成28年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第229回定例会

2月26日開会

2月26日閉会

第 2 2 9 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 (金曜日)

出席議員(16名)

1番 佐久間儀郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 谷津睦夫君
7番 高橋茂美君	8番 菅原研治君
9番 秋山昇君	10番 佐藤貴久君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 加藤克明君	14番 舟山彰君
15番 大浪俊憲君	16番 大宮博吉君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

欠席議員(2名)

5番 佐藤長成君	6番 馬場勝彦君
----------	----------

説明のため出席した者

理事 長 風間康静君	柴田町副町長 水戸敏見君
理事 大友喜助君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 伊勢敏君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
監査委員 佐藤長壽郎君	会計管理者 加藤弘一君
総務課長 阿部和之君	企画財政課長 水戸卓司君
滞納整理課長 戸村壽弘君	介護保険課長 関場幸江君
業務課長 阿部直樹君	消防長 佐藤義信君
次長 咲間定実君	管理課長 村上雅浩君
警防課長 佐々木保方君	指令課長 加藤修一君
教育次長 水戸雅彦君	業務課長補佐 宍戸清人君

事務局職員出席者

事務局 長 加藤雅章君	書記 佐藤盛一君
-------------	----------

議事日程

平成28年2月26日(金) 午前10時開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸報告 |
| 第 4 | 施政方針表明 |
| 第 5 | 第 1号議案 教育委員会委員の任命について |
| 第 6 | 第 2号議案 監査委員の選任について |
| 第 7 | 第 3号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例 |
| | 第 4号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| | 第 5号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 第 6号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 第 7号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 第 8号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 第 9号議案 仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 第10号議案 仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 第11号議案 仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 第12号議案 仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 第13号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 第14号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号) |
| | 第15号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第3号) |
| 第17 | 第16号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算 |

第17号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

午前11時53分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

施政方針表明

- 第 1 号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 2 号議案 監査委員の選任について
- 第 3 号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 4 号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 5 号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 第 6 号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 号議案 仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例
- 第 10 号議案 仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 11 号議案 仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例
- 第 12 号議案 仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部を改正する条例
- 第 13 号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 14 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 15 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 16 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
- 第 17 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

午前10時 開会

○議長(加藤克明君) おはようございます。

これより、第229回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に5番、佐藤長成君、6番、馬場勝彦君から欠席の届出があります。

只今の出席議員数は16名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(加藤克明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において、17番、菊池修一君、2番、山谷清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(加藤克明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(加藤克明君) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりでありますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

おはようございます。本日ここに、第229回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに、職員の懲戒処分についてであります。

角田消防署丸森出張所に勤務する男性消防職員が、昨年11月2日午後8時36分頃、大河原町金ヶ瀬地内の国道4号線下り車線において、私用車を運転中に時速63キロメートルの速度超過を起こし、道路交通法違反で検挙されたものであります。これに係る職

員の懲戒処分等について、助役を会長とする職員分限懲戒審査会の答申を受け、1月22日付けで、給料の20分の1、2か月間の減給処分としたものであります。

併せて、上司であります角田消防署長に対しては、指導監督不行き届きにより、文書による嚴重注意処分としたものであります。

今回の違反行為は、高度の行為規範に従うことが要求される消防職員であるにも関わらず、自立心の欠如、認識の甘さに起因したものであることから、直ちに消防長に対し、法令順守の確保について強く申し付けたところであります。今回の不祥事に対し、議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、理事会を代表して深くお詫びを申し上げますと共に、今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう指導を徹底し、安全運転管理体制の確立と綱紀肅正及び服務規律の確保に努めて参ります。

次に、柴田斎苑における火災事故についてであります。

本年1月17日午前11時30分頃、柴田斎苑北側に隣接する山林において、約6平方メートルの小草を焼失する事故が発生したものであります。出火当時の状況といたしましては、火葬業務を行っていた委託業者職員が異変に気付き、火葬棟周辺を確認したところ、白い煙を発見し、参列者数名の御協力を得ながら消火活動を行い、5分後に鎮火したものであります。この事故により収骨時間が15分程遅れましたが、火葬は無事に終わっております。このことに対し、御遺族にお詫びを申し上げますと共に、消失した山林の所有者に対し、事故の説明と陳謝を行っております。

今回の事故は火葬炉の煙突から出た火の粉が原因と考えられることから、委託業者に対し、火葬設備の点検清掃と、火葬時の煙突出口の監視及び施設周辺の巡回を行うよう指示をしたところであります。また、専門業者に依頼し、今月8日に煙突内部の清掃を行うと共に、地下煙道と煙突出口に金属製のフィルターを増設したところあります。今後は、今回の事故を踏まえ、委託業者職員共々、施設の運転管理について万全を期して行っていく所存であります。

次に、構成市町の12月議会において御審議をお願いした、組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。

お陰様をもちまして、構成市町議会において議決を頂き、県知事に対する許可申請を行い、去る2月1日付けで許可を受けたところあります。ここに至るまでの議員各位の御支援、御協力に対し、理事会を代表して厚く御礼を申し上げる次第であります。

なお、ふるさと市町村圏基金の出資金返還に伴う条例改正並びに補正予算を本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、ふるさと市町村圏基金の運用についてであります。

先程報告しました組合規約の変更を受け、ふるさと市町村圏基金10億円のうち、8億円を構成市町に返還し、今後は2億円の基金をもってAZ9事業を実施していくことになりました。このことから、2億円の基金の運用を図るため、去る12月25日、第153

回共同市場公募地方債を購入したところであります。債権の種別は 10 年債、利率は年 0.469 パーセント、年間 93 万 8,000 円の利子収入を得るものであります。今後は、この 2 億円からの運用益並びにこれまで基金に編入していた残余金の取り崩しを行い、AZ 9 ジュニア・アクターズ事業等を実施して参ります。

次に、角田市の●●氏が原告となり、当組合に対して損害賠償を請求する裁判の経過についてであります。

昨年 11 月に行われた裁判の後、2 度の裁判が行われております。今月に行われた裁判では、組合の主張を取りまとめた準備書面を提出しております。その内容といたしましては、地元対策事業の合意形成を待って建設用地の購入が行われる。また、地元対策事業の調整が未了の間に丸森地内案が否決され、同案による土地の購入が不能となったとするものであります。今後共、組合側弁護士と相談のうえ、組合の主張を述べて参ります。

次に、(仮称)仙南クリーンセンター整備運営事業についてであります。

現在の進捗状況につきましては、鉄骨建方工事を最上階である 6 階の一部まで施工し、プラント工事の主要な機械設備であります溶融炉及び廃熱ボイラーの据え付けを終えております。また、今月中旬には発電設備であります蒸気タービンの現地工場検査を実施し、設計に基づく性能を満足していることを確認しております。

工事の進捗率につきましては、2 月末時点での出来高は約 59 パーセント、3 月下旬には受変電設備及びごみクレーンの工場検査を行う予定としており、今年度末の出来高は約 70 パーセントに達する見込みとなっております。今後も(仮称)仙南クリーンセンターの進捗状況につきましては、機会あるごとに御報告をしたいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高規格救急自動車の更新配備についてであります。

消防車両の更新につきましては、消防車両整備計画に基づき順次更新配備を進めているところであります。白石消防署七ヶ宿出張所に配備しておりました高規格救急自動車につきましては、取得後、10 年が経過し、老朽化が著しいことから更新を図り、本年 1 月 29 日から運用を開始したので御報告を申し上げます。

次に、今回で第 38 回目となりました仙南地区自作視聴覚教材発表会の結果についてであります。

2 月 9 日に行われた発表会には 6 作品の応募があり、審査の結果、学校教育部門の最優秀賞に●●●氏の白石歴史探検マップ、優秀賞に●●●●氏の青い目の人形ローズマリーちゃん、また、社会教育部門の優秀賞に●●●●氏の大高山神社の文化財ーその軌跡と調和ー及び●●●●氏の宮大工の技(宮造りの家)の 2 作品がそれぞれ選定されました。今回選定された 4 作品と奨励賞に選定された 2 作品を併せ、計 6 作品が全国自作視聴覚教材コンクールに推薦されることとなりました。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第23回公演の結果についてであります。

第21期生から第23期生まで、33名のAZ9ジュニア・アクターズは、昨年6月からプロの演出家による指導のもと、演目をザオーランド・カウガールとして、拠点公演に向けレッスンを積んで参りました。2月13日、14日の両日、えずこホールを会場に実施した拠点公演においては、延べ1,174人の方々に御来場頂き、好評を博したところであります。今後も、将来の圏域文化を担う核となる人材育成のため、本事業に取り組んで参りたいと考えております。以上、御報告を申し上げます。

日程第4 施政方針表明

○議長(加藤克明君) 日程第4、平成28年度の施政方針について表明をしたい旨、理事長から申し出がありますので、これを許します。理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

御審議を頂きます諸議案の説明に先立ちまして、平成28年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災からまもなく5年が経過しようとしております。今年度末には集中復興期間が終了し、今後5年間は復興・創生期間と位置付けられ、復興は次の段階へと進んで参ります。宮城県内の復旧復興の歩みは、全体としては着実に進んでいるところでありますが、一部には遅れも見られ、更なる加速が期待されているところであり、一日も早い復興を願うものであります。

また、県内の景気に目を向けますと、一部に弱い動きがみられるものの災害復旧需要等に伴い、経済活動は高水準で推移しており、基調としては緩やかに回復をしております。しかし、年明けから急速に進んでいる円高株安や日銀が発表したマイナス金利の導入が、今後日本経済にどう影響するか不透明な状況にあります。

組合の構成市町におきましては、地域の特性や独自性を活かしたまちづくり、地域づくりへの取り組みに加え、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災減災対策の実施が強く求められる状況のなか、税収については若干の伸びは見込めるものの、人口減少、少子高齢化の急速な進展により、益々厳しい財政運営となることが予想されます。

このような中、当組合では、ごみ、し尿処理、火葬、消防、視聴覚教育等、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、安全安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

はじめに、消防事務について申し上げます。

昨年9月に発生した関東・東北豪雨では、宮城県内においても被害は広範囲におよび、当管内におきましても丸森町では600ミリを超える降雨量を記録し、管内のいたるところ

るで家屋の浸水や土砂崩れによる集落の孤立が発生いたしました。

また、蔵王山の火山活動が活発化し、一時は火口周辺警報が発表される等、引き続き警戒が必要な状況にあり、当消防本部におきましても周辺自治体を含む関係機関と対応計画の策定に向け取り組んでいるところであります。

近年の大規模な自然災害が発生する中、総務省消防庁では緊急消防援助隊の派遣体制の強化を図るため、緊急消防援助隊を4,000隊から6,000隊に増隊することとされております。当消防本部においても平成27年度から増隊登録を始めており、平成30年度までに5隊を増隊し13隊の登録を目指し、消防力の強化を図っているところであります。今後発生する自然災害、広域的災害に対応するため、これまで以上に構成市町、関係機関との速やかな連携を図りながら、更なる消防体制の充実強化を図って参ります。

次に、救急業務についてであります。

当管内の昨年の救急出動件数は8,130件と組合発足以来、最高の件数となっており、特に65歳以上の高齢者の搬送が多く占めている状況にあり、今後も増加することが見込まれております。このことから、救急救命士の育成並びに救急隊員の教育の充実を図り、更なる救急業務の質の向上を図り、救命率の向上に努めて参りたいと考えております。

次に、予防業務についてであります。

昨年発生した川崎市の簡易宿泊所火災や広島市の飲食店火災においては、消防法令違反の疑いも指摘されたことから、当管内におきましても重大な消防法違反対象物の実態調査を行い、違反対象物への指導強化を図っているところであります。予防担当職員に対する専門的知識の習得に取り組むと共に、法令違反の是正と火災予防の推進を図って参ります。今後も、より一層、組織一丸となった対応を図り、圏域住民の安全安心のため積極的に取り組んで参ります。

次に、環境衛生関係について申し上げます。

はじめに、(仮称)仙南クリーンセンターの整備運営事業についてであります。平成28年度は、本整備事業の最終年度となるため、本年12月からは2市7町のごみの全量をクリーンセンターにおいて受け入れを行い、試運転調整を行うこととしております。平成29年4月稼働に向け、鋭意進めて参りたいと考えておりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

また、角田及び大河原衛生センターについては、クリーンセンターの試運転に伴い、12月からはごみピット内に残されたごみの焼却処理と施設の清掃片付けを行い、平成29年1月までに施設の閉鎖工事を終える予定としております。

次に、柴田斎苑建替事業についてであります。

現在、都市計画法に基づく手続きを進めているところでありますが、都市計画決定に必要な公聴会及び縦覧手続きが実施できない状況にありますことから、地元自治体である村田町と協力し、精力的に事務を進めて参る所存であります。事務手続きが終了次第、

平成 28 年度において隣接する建替用地の取得を行い、柴田斎苑建替事業整備計画に基づき、事業者選定に向けた事務に取り組んで参りたいと考えております。

また、白石斎苑につきましても早期の建替事業の実施に向け、取り組んで参ります。

その他、し尿処理施設につきましても、公害防止に係る関係法令に基づく各種検査、点検、維持補修等を実施すると共に、職員の技術向上のため各種研修に積極的に参加させ、施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期して参ります。

次に、視聴覚教育、圏域活性化事業について申し上げます。

はじめに、視聴覚教育事業では、学校教育及び社会教育における視聴覚教育や生涯学習需要に応えるため、視聴覚教材に関する情報提供の充実を図ると共に、ICT 社会に対応した知識及び技術の向上を図るため、各種メディア研修会や講座を継続実施して参ります。昨年度から、各種研修会や講座を団体の要望に応じたアウトリーチ事業として実施しております。開催回数、参加者数が格段に増えており、平成 28 年度も引き続き御要望に細やかに対応して参りたいと考えております。

また、主催事業として開催する自作視聴覚教材の各種講座につきましても、受講者の多くが 60 歳以上となっていることから、初心者、シニア向けの講座として開催して参ります。

次に、圏域活性化事業については、将来の圏域文化を担う核となる人材育成事業として、AZ9 ジュニア・アクターズ養成事業及び子どもの自主性、主体性を育成し、生き生きと活動できる場を提供する社会教育施設の無料開放事業である AZ9 パスポート事業について、本年度も引き続き実施して参ります。

次に、仙南芸術文化センターは、住民参加型文化創造施設として、広く多くの方々に利用されており、平成 28 年度には開館 20 周年を迎えることになっております。このことから、住民参加型の記念事業を開催すると共に、事業内容の更なる充実を図り、圏域住民の皆様が優れた文化芸術にふれ、人と地域がいきいきと活性化していく各種事業を実施して参ります。

また、体験型のワークショップ、アウトリーチ事業につきましても、圏域内の学校、福祉施設等に出向き、地域に密着した事業として積極的に展開して参ります。

次に、滞納整理事務について申し上げます。

滞納整理事務の共同処理は、平成 17 年度の開始以来、平成 28 年度には 12 年目を迎えることとなります。これまでの組合における滞納整理事務の成果として、課の設置から平成 26 年度までの 10 年間の徴収総額は、督促手数料、延滞金を含め 10 億 3,900 万円となり、引受け滞納税総額 19 億 5,900 万円に対する徴収率は、53.06 パーセントとなっております。今年度も地方経済は依然として厳しい状況が続くものと思われませんが、財源の確保及び税負担の公平性の観点から財産等の実態調査を行うと共に積極的に給与、預貯金を含む資産の差押処分を行い、換価処分が可能な差押不動産や動産については、イ

ンターネット公売等を活用して滞納処分を進めて参ります。

また、構成市町徴収担当職員の徴収技術の向上のため、個別事案に関する相談事業及び実務研修会を引き続き開催すると共に、滞納整理課の業務内容について、構成市町の広報誌を通して周知し、自主納付の働きかけを行うと共に、特に悪質な滞納者に対しては、徹底した催告や差押処分等を行うことにより、仙南2市7町の徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んで参ります。

最後に、介護認定審査会及び市町村審査会事務について申し上げます。

当仙南地域においても高齢化が急速に進みつつあり、介護認定審査に係る審査件数は年々増加傾向にあります。こうした中、昨年4月から介護予防サービスが市町村で実施する地域支援事業に順次移行されておりますことから、構成市町と連携し、引き続き公平かつ信頼性の高い審査及び判定が行われるよう、委員の研修等を通じて介護認定審査会の適正な運営を図って参ります。

また、本年4月から障害者差別解消法が施行され、全ての国民が障害の有無により分け隔てられることなく共生する社会の実現が図られることから、市町村審査会事務につきましても介護認定審査会同様、公平かつ信頼性の高い審査及び判定に努めて参ります。以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきましても、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。施政の所信表明といたします。

日程第5 第1号議案 教育委員会委員の任命について

○議長(加藤克明君) 日程第5、第1号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩し議員全員協議会を開きます。なお、議事進行の都合上、この全員協議会において第2号議案についても併せて説明を受けることといたしますので御了承願います。それでは、議員控室の方にお集まり頂きます。

午前10時25分 休憩

午前10時31分 再開

○議長(加藤克明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。第1号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を求めます。風間理事長

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第1号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員であります佐山富夫さんは、本年3月31日をもって任期満了となりますが、再び教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

佐山さんは、長らく学校教育に従事され、現在、角田市教育委員会教育長の職にありまして、社会教育、生涯教育の分野にも精通され、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任と存じます。何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

只今、議題となっております第1号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第1号議案はこれに同意することに決定いたしました。

只今、教育委員会委員の任命に同意されました佐山富夫君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐山富夫君。

〔教育委員会委員 佐山富夫君 入場〕

○教育委員会委員(佐山富夫君) 本日、第229回仙南地域広域行政事務組合議会定例会の教育委員の任命に際しまして、議員の皆様方の御同意を賜りました佐山富夫でございます。歴史ある議会と議員の皆様方に、心から敬意を表すると共に御礼を申し上げます。御同意を頂きましたからには、教育委員としての使命と責務を深く心に刻み、誠心誠意努力して参ります。

激しく移り変わる時代を背景に、教育は時代の変革を求める課題が山積し、時間的猶予も少なくなっております。求められる持続可能な社会の具現のためには、時流を捉え、より広い視野と長期スパンの将来構想に立たなければならないと考えます。教育行政を担うものとして、身の引き締まる思いがいたします。

仙南地域の代表である議員の皆様には、地域住民の心豊かで、安心安定感のある地域づくりと人づくりのために、引き続き御助言、御教授を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。(拍手)

〔教育委員会委員 佐山富夫君 退場〕

～ 日程第6 第2号議案 監査委員の選任について

○議長(加藤克明君) 日程第6、第2号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により山谷清君の退席を求めます。

〔2番 山谷清君 退場〕

○議長(加藤克明君) 第2号議案について、理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第2号議案、監査委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の監査委員として、議員のうちから選任されておりました大宮博吉議員は、本年3月31日をもって川崎町議会議員の任期が満了となりますので、後任の監査委員として、新たに山谷清議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

只今、議題となっております第2号議案、監査委員の選任については、これに同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第2号議案はこれに同意することに決定いたしました。

只今、監査委員に同意されました山谷清君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、この際これを許します。

〔2番 山谷清君 入場〕

○2番(山谷清君) 只今、監査委員に選任、同意を頂きました白石市の山谷清でございます。監査委員に選任されまして、責任の重大さを痛感しているところでございます。この重さをしっかりと受け止め、監査として務めて参りたいと思っておりますので、皆様方の御指導、御支援、御鞭撻の程をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。(拍手)

日程第7 第3号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

第4号議案 仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第5号議案 仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第7、第3号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例及び第5号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第3号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例及び第5号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の3議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年6月、不服申立制度を抜本的に改正する行政不服審査法の全部が改正され、本年4月1日から施行されることになっております。このことから、行政不服審査法の改正を踏まえ、組合情報公開条例、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を行うものであります。

なお、これらの一部を改正する条例は、全部改正された行政不服審査法の施行日に合わせ、本年4月1日から施行しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) はい。

それでは、第3号議案から第5号議案までについて、理事長の命によりまして詳細説明を申し上げます。

先ず第3号議案、組合情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。参考資料の3ページお聞き頂きたいと思っております。こちら情報公開条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。3ページの真ん中辺の第12条の次になりますが、ちょっと、ごみが映り込んで紛らわしいのですが、第12条の2を御覧頂きたいと思っております。

審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等としまして、同条を追加いたしております。これは法律の改正によりまして、審理員による審理手続きが導入されることとなっております。その関係で組合の情報公開条例第13条第1項では、組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされているため、法律の第9条ただし書きの規定によりまして、審理員の指名を不要とするため改正するものでございます。

次に、第13条の改正です。法律の改正によりまして、第3者機関である行政不服審査会等への諮問手続きが導入されておりますが、現行条例で組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問を義務付けしているため、第3者機関への諮問を適用させず、審査請求の対象に公開決定又は開示決定の不作为を加えるために改正を行うものでございます。

次に、法律の改正によりまして、調査審議の手続きに関する規定の整備が行われてお

ります。この関係で4ページになりますが、第13条の2としまして、諮問した旨の通知、第13条の3としまして、棄却する場合の手續等を加える改正を行っております。

その他、不服申立ての手續きが審査請求に一本化されたことから、不服申立てを審査請求に改める改正を行うものでございます。以上が第3号議案です。

次に第4号議案ですが、個人情報保護条例の一部を改正する条例になりますが、情報公開条例と同様の改正を行っております。

次に第5号議案、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてでございます。参考資料の11ページ、12ページをお開き頂きたいと思っております。

法律の改正により、不服申立ての手續きが審査請求に一本化されたことから、不服申立人を審査請求人に改める文言の改正を行っております。

次に、12ページの第9条、御覧頂きたいと思っております。調査審議の手續きに関する規定の整備が行われましたことから提出資料の写しの送付等といたしまして、第9条に第1項と第3項を加える改正を行っております。以上が第5号議案になります。

第3号議案から第5号議案について、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、只今説明した内容の改正を行うと共に、併せまして所要の改正を行うものであります。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第3号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

これより、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

これより、第5号議案、仙南地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第6号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第8、第6号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第6号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年、人事院は国及び内閣に対し、一般職の国家公務員に関する給与改定を勧告しております。この勧告に鑑み一般職の国家公務員について、俸給月額及び勤勉手当の額の改定が行われることとなり、国は特別職の給与法についても一般職に準じ改正しております。このことから当組合助役の給与額についても、国に準拠した改定を行うものであります。詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) はい。

第6号議案、組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、二つの条からなっております。参考資料の14ページ御覧頂きたいと思っております。

こちらが、第1条関係の新旧対照表となっております。第3条の改正が給料月額の改正となっております。給料月額を1,000円引き上げ、月額63万8,000円とするものです。

次に、第4条第1項の改正が期末手当の改正となっております。12月に支給する期末手当を0.05月引き上げる改正をいたそうとするものでございます。

なお、この第1条関係は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものでございます。

次に、参考資料の15ページ御覧頂きたいと思います。こちらが一部改正する条例の第2条関係の新旧対照表となっております。

第1条関係の改正で12月の期末手当の支給割合を0.05月引き上げましたが、平成28年度分の支給につきましては、それを振り分けるために6月及び12月の支給割合を改め、支給しようとするものでございます。支給の月数は、年間3.15月で変更はございません。

なお、この第2条関係は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第6号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第7号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第9、第7号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第7号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年的人事院勧告に基づき、国は一般職の国家公務員について、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ、またボーナスについても同様に引き上げる給与の改定を実施いたしております。このことから、当組合におきましても、国及び構成市町に準じ、昨年4月に遡り一般職職員の給料表を改定し、勤勉手当の支給割合を改定するため給与条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) はい。

第7号議案、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命によりまして詳細説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましても、第6号議案と同様に二つの条からなっております。

先ず第1条関係では、給料表の改正と勤勉手当の改正を行っております。給料表につきましては、若年層を重点的に引き上げ、全体で平均0.4パーセント増額となるよう、別表第1、行政職給料表及び別表第2、消防職給料表を改めるものでございます。

次に、ボーナスの支給月数を引き上げ、その引き上げ分は勤勉手当に配分することといたしております。勤勉手当につきましては、参考資料の16ページ御覧頂きたいと思っております。こちら第21条第2項を御覧頂きたいと思っております。

第1号では再任用以外の職員の勤勉手当を0.1月引き上げ、第2号では再任用職員の勤勉手当を0.05月引き上げることとし、それぞれ、12月支給分を改定するものでございます。

なお、この第1条関係は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用いたそうとするものでございます。次に、参考資料の23ページお開き頂きたいと思っております。

こちらが第2条関係の新旧対照表となっております。第21条第2項を御覧頂きたいと思っております。先程の第1条関係の改正で12月の勤勉手当の支給割合を引き上げましたが、平成28年度の支給につきましては、それを振り分けるために6月及び12月の支給割合を改め、支給いたそうとするものでございます。ボーナスの年間の支給月数に変更はございません。

その他、第20条の3第4項では、行政不服審査法の全部改正によりまして、根拠規定の改正を行うものでございます。

なお、この第2条関係は、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、訓令によって定めております単純労務職給料表につきましても、同様に改正することといたしております。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第7号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第8号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第10、第8号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第8号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年6月、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられております。このことから、早出遅出勤務ができる職員として義務教育学校の前期課程に就学している子供を持つ職員を加え、併せて、その明確化を図ることから特別支援学校の小学部についても加える改正を行うものであります。

なお、この条例は一部改正する法律の施行日に合わせ、本年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第8号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第9号議案 仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第 11、第 9 号議案、仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第 9 号議案、仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

先程、行政報告で説明した組合規約の変更に伴い、基金の額が変更となることから当該条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長より説明いただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長(阿部和之君) はい。

第 9 号議案、組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。参考資料の 26 ページをお開き頂きたいと思っております。

第 2 条を御覧頂きたいと思っております。今回の規約変更に伴いまして、10 億円のうち、構成市町に出資金 8 億円を返還することになりましたので、基金の額 10 億円を、2 億円に残余金を加えた額に改めるものでございます。基金の残高は、本年 3 月末で 2 億 4,100 万円程になっております。2 億円を超えた金額、4,100 万円相当が残余金となっております。これまで基金の収益金から事業諸経費を差し引いたお金を基金に編入しております。現在、その残高が 4,100 万円程になりますことから、基金の額を 2 億円に残余金を加えた額に改めるものでございます。

次に、第 5 条の処分では、ただし書きを削り、次の各号のいずれかに該当するときは、処分することができるとして、次の 2 号を追加いたしております。

第 1 号として、規約第 15 条第 4 項第 1 号に該当するとき。つまり、構成市町が議会の議決を得て、出資金の権利放棄を行った場合。

第 2 号として、残余金を処分するとき。つまり、2 億円を超える残余金については処分することができるとするものでございます。

その他、所要の改正を行い、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 9 号議案、仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第10号議案 仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を
改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第12、第10号議案、仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第10号議案、仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正により、審査請求人等は審理手続きが終結するまでの間、提出された書類の写し等の交付を求めることが可能となり、この場合、審査請求人等は条例で定める額の手数料を納めなければならないこととなっております。このことから、当該条例の一部を改正し、交付に係る手数料を定めると共に、当該手数料の減免に関する規定を整備するものであります。

なお、この条例は、全部改正された行政不服審査法の施行日に合わせ、本年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第10号議案、仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第11号議案 仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第13、第11号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第11号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年3月の地方税法の一部改正により、徴収猶予及び換価の猶予制度について見直しが行われたことから、当該条例の一部改正を行うものであります。改正内容としては、徴収猶予に係る徴収金の納付方法及び申請手続き並びに換価の猶予に係る職権及び申請による猶予の手続きを整備するものであります。

また、猶予に係る金額が100万円以下の場合、猶予期間が3月以内の場合又は特別な事情がある場合においては、担保の徴収を不要とするものであります。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第11号議案、仙南地域広域行政事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 第12号議案 仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第14、第12号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第 12 号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

仙南芸術文化センターは平成 28 年度で開館 20 周年を迎えることになっております。このことから、施設をより適正に管理運営するために当該条例の一部改正を行うものであります。改正内容といたしましては、営利目的の利用に係る施設利用料、設備機器使用料における実費相当額を徴収するための改正を行うものであります。

また、これまで施行規則に規定していた開館時間及び休館日を条例に規定するための整備を行うと共に、所長の職名を館長に改める等の所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は本年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 12 号議案、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 第 13 号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長(加藤克明君) 日程第 15、第 13 号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第 13 号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年 11 月、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことから、当該条例の一部改正を行うものであります。改正内容といたしましては、別表第 3 にガスグリドル付コンロ及び入力 5.8 キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器を追加すると共に、備考欄

の体裁を整える等の改正を行うものであります。

なお、この条例は一部改正する省令の施行日に合わせ、本年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第13号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16 第14号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)

第15号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第3号)

○議長(加藤克明君) 日程第16、第14号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)及び第15号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第3号)を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第14号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)及び第15号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第3号)の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、一般会計の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億377万4,000円を追加し、予算の総額を128億1,633万8,000円とするものであります。補正予算の概要であります。歳入予算では、(仮称)仙南クリーンセンター整備工事に係るインフレスライドの増額分に対する交付金の追加内示があったことから、3款、国庫支出金に循環型社会形成推進交付金を追加し、この追加交付により震災復興特別交付税が減額となることから、1款、分担金及び負担金の市町負担金について同額を減額いたしております。

その他、ふるさと市町村圏基金に係る出資金を構成市町に返還するため、6款、繰入金に同基金からの繰入金8億円を計上すると共に、8款、諸収入には東京電力原発事故に伴い生じた損害に係る賠償金を追加いたしております。

歳出予算においては、給与条例の改正に伴い人件費に係る予算の補正を行い、9款、諸支出金として、ふるさと市町村圏基金の出資金返還に係る予算を計上しております。

また、第2表、繰越明許費として、角田市で実施いたしております平成27年度の(仮称)仙南クリーンセンター整備対策事業等3事業について、年度内にその支出が終わらない見込みであることから繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加を行い、その財源として予備費を減額しているものであります。補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 続いて詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

それでは、理事長の命によりまして、第14号議案及び第15議案の詳細説明を行います。補正予算書の8、9ページをお開き願います。

初めに、下段の表になります。3款、国庫支出金といたしまして、先程、理事長からの提案理由にもあったとおり、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業におきまして、スライド増額分のうち、交付金対象経費について、循環型社会形成推進交付金からの交付内示があったことから追加すると共に、その分、震災復興特別交付税が減額措置となるため、その見合い分といたしまして1款、分担金及び負担金を同額、減額いたしております。次に10ページ、11ページをお願いします。

5款2項の財産売却収入では、仙南リサイクルセンターで処理を行い売却しております鉄プレス、アルミの売払い単価が下がってきている状況から、12月補正予算で減額いたしました。その後も下げ止まらない状況となっていることから、減の見込みとしております。

なお、この減収分につきましては、財政調整基金を繰り入れして、補てんをしてございます。

6款、繰入金では、仙南リサイクルセンターの減収分及び補修工事に充てるため財政調整基金から500万円繰り入れいたすものでございます。

また、ふるさと市町村圏基金出資金返還金に係る分として、ふるさと市町村圏基金から8億円を繰り入れいたすものでございます。次に12、13ページをお願いいたします。

8款、諸収入では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い生じた損害に係る賠償額の受領分118万7,000円追加いたしてございます。

続いて歳出になります。14、15ページお願いいたします。

1 款、議会費です。組合給与条例の改正により人件費で追加となっております。財源につきましては、予備費を減額いたしてございます。以後、2 款、総務費、3 款、民生費、4 款、衛生費、5 款、消防費、6 款、教育費の各費目につきましても同様でございます。次に、22、23 ページをお願いいたします。

4 款、衛生費の 2 項 2 目、じん芥処理費では、仙南リサイクルセンターにおきまして、ペットボトル処理棟シャッター補修工事、261 万円追加してございます。巻き上げモーターの不具合がでていることから補修工事を実施するものでございます。

なお、この財源につきましては、財政調整基金を繰り入れることとしてございます。続きまして、30 ページ、31 ページお願いします。

9 款、諸支出金です。1 項 1 目、ふるさと市町村圏基金費、23 節、償還金、利子及び割引料におきまして、各市町にふるさと市町村圏基金出資金を返還いたすために 8 億円追加してございます。市町毎の返還金の内訳については御覧のとおりでございます。

続きまして、4 ページに戻って頂きたいと思えます。

第 2 表、繰越明許費の設定でございます。3 件でございます。

1 件目の 2 款、総務費、1 項、総務管理費の新地方公会計策定支援業務委託料では、新地方公会計策定支援業務と公共施設等総合管理支援業務について契約してございますが、このうち、公共施設等総合管理計画を策定するにあたりまして、組合の有資産を調査し、固定資産の台帳を整備後に、総合管理計画の策定となるわけですが、固定資産台帳の整備に日数を要したため、今年度中の計画策定の完成が見込めないことから、531 万 4,000 円を平成 28 年度に繰り越しいたそうとするものでございます。

2 件目は、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、柴田斎苑に係る都市計画決定支援業務委託料及び環境影響調査委託料でございます。こちらは、地元の住民から建て替えに係る理解は頂いているものの、周辺環境整備について協議中であるため、今年度中の都市計画法第 16 条に規定する公聴会や縦覧が行えず、都市計画決定の完了が見込めないことから、918 万円を平成 28 年度へ繰り越しいたそうとするものでございます。

3 件目は、4 款、衛生費、2 項、清掃費、(仮称)仙南クリーンセンター整備対策事業として、角田市で実施いたします平成 27 年度の(仮称)仙南クリーンセンター整備対策事業 7 事業のうち 3 事業におきまして、不測の日数を要したことの理由から 5,099 万円を平成 28 年度に繰り越しいたそうとするものでございます。以上が一般会計補正予算でございます。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計予算です。42、43 ページをお願いいたします。

42、43 ページは、仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出予算事項別明細書になります。歳入につきましては、補正はございません。歳出につきましては、組合給与条例の改正に伴い、人件費を追加いたしております。その財源といたしまして、予備費を減額

していることから、歳出予算の項目内の補正となっております。よって、歳出合計で補正額はなく、補正後の予算総額も変更ございません。以上が仙南芸術文化センター特別会計補正予算でございます。以上で第 14 号議案、第 15 号議案の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤克明君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 14 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 4 号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

これより、第 15 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 第 16 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第 17 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

○議長(加藤克明君) 日程第 17、第 16 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第 17 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第 16 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第 17 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算の 2 議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

施政方針の中でも触れましたが、組合の構成市町におきましては、今後も厳しい財政運営を強いられる状況にあります。このような中、当組合の平成28年度一般会計予算では、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業、柴田、白石斎苑の建替事業、消防車両の更新等、大規模な事業を計画していることから、更なる事務経費の削減に徹すると共に、財政上有利な国の施策等を活用し、平成28年度予算を編成したところであります。

初めに、一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度に比較して、約36パーセント減となる76億425万9,000円として編成したところであります。歳入歳出を含めた平成28年度の予算計上の特徴点について申し上げます。

第1点目は、(仮称)仙南クリーンセンター整備費についてであります。(仮称)仙南クリーンセンター整備事業は、建設年度の最終年度を迎え、全体事業費の約30パーセントにあたる34億7,179万円を計上し、平成28年度一般会計予算の約46パーセントを占めております。昨年度までの整備費に係る交付金は、東日本大震災からの国の集中復興期間に伴い、東日本大震災復興特別会計から内示を受けており、補助裏にあたる地方負担分については、全額、震災復興特別交付税で措置されておりました。昨年、国は集中復興期間の終了による新たな復興の枠組みを示し、これまでの全額国費で負担してきた復興事業の一部に地元負担を導入することとしております。このことから、平成28年度予算においては、交付金対象経費の一部に地元負担分を計上し、引き続き東日本大震災復興特別会計から交付を受けることを見込み、予算を計上しております。

第2点目は、柴田斎苑建替事業費の計上についてであります。柴田斎苑建替事業については、設計、建設を一括して発注するDB方式で行うこととしており、発注する事業者を総合評価一般競争入札により選定するため、事業者選定に係る支援業務委託料を計上すると共に、隣接民有地購入に係る経費を計上しております。

第3点目は、白石斎苑建替事業費の計上であります。白石斎苑建替事業については、現在、白石斎苑建替事業検討委員会において、基本計画の策定及びPFI可能性調査について検討を行っているところでありますが、建替予定地に国土調査法に基づく地籍調査が行われていない筆界未定地があることから、境界確定を行うための経費を計上しております。

なお、平成28年度の白石斎苑建替事業費につきましては、新たな規約に基づき七ヶ宿町も負担することになっております。

第4点目は、消防車両等の整備についてであります。平成28年度において、角田消防署丸森出張所及び柴田消防署の普通消防ポンプ自動車、白石消防署の高規格救急自動車を更新配備する計画としております。また、当圏域内において大規模な自然災害等が発生した場合、全国からの緊急消防援助隊の受け入れを行う必要があることから、消防本部庁舎非常用発電装置の改造工事を実施する計画であります。施政方針の中でも触れましたが、当消防本部においても緊急消防援助隊への増隊登録を行っており、その登録車

両等については、財政的に有利な地方債が制度化されております。このことから、緊急消防援助隊に新規登録する角田消防署丸森出張所の普通消防ポンプ自動車及び白石消防署の高規格救急自動車並びに非常用発電装置の改造工事につきましては、充当率 100 パーセント、元利償還に係る 70 パーセントが交付税措置される緊急防災減災事業債を活用し、車両等の整備を図ろうとするものであります。

一般会計最後になりますが、第 5 点目には、ごみ処理施設閉鎖に係る工事費の計上であります。施政方針でも述べたとおり、本年 12 月から(仮称)仙南クリーンセンターにおいて試運転調整が始まることから、既存ごみ処理施設の閉鎖工事を実施し、施設閉鎖後の侵入者防止措置等を図ろうとするものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度と比較し、5 パーセント増となる 1 億 4,078 万 9,000 円として編成したところであります。当センターは、平成 8 年 10 月の開館以来 19 年が経過し、老朽化が進んでおりますことから施設の改修工事として、冷却塔薬品注入装置他交換工事、高圧受電盤機器交換工事等を計上した他、開館 20 周年記念事業を実施するため、実行委員会負担金を 510 万円増額して計上しております。以上、平成 28 年度において計画しております主要な政策的経費について申し上げますが、なお、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 続いて詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

それでは、理事長の命によりまして、第 16 号議案、第 17 号議案の詳細説明を行います。

初めに、第 16 号議案、一般会計予算から説明させていただきます。予算書の 10 ページ、11 ページをお開き願います。

歳入の 1 款、分担金及び負担金です。1 項 1 目の市町負担金は、予算額が 48 億 8,771 万 5,000 円。前年度より 16 億 5,232 万 1,000 円の減額となっております。この減額となりましたのは、(仮称)仙南クリーンセンター整備に係る震災復興特別交付税見合い分を計上しておりますが、交付税措置分の差によるものでございます。また、下段の 1 項 2 目の東日本高速道路株式会社負担金については、高速自動車における救急業務負担金ですが、救急隊 1 隊あたりを維持する経費の引き上げにより、増額となったものでございます。続きまして、12、13 ページをお願いします。

2 款、使用料及び手数料では、予算額が 4 億 6,269 万 7,000 円。前年度より 283 万 8,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、2 項 2 目、衛生手数料において仙南リサイクルセンター及び角田衛生センターごみ処理手数料ですが、手数料が発生する施設への直接搬入者が増の傾向にあることから増収を見込んでございます。続きまして、14、15 ページをお願いします。

歳入予算の3款、国庫支出金以降につきましては、歳出予算の説明の中で触れていきたいと考えてございます。

なお、歳出予算の説明につきましては、主要なものみの説明とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。26、27ページをお願いします。

歳出予算になります。1款の議会費です。予算額が2,315万7,000円。前年度と比較いたしまして49万7,000円の減でございます。この減となりましたのは、前年度において実施いたしました視察研修に係る自動車借上料等の減によるものでございます。次に、30、31ページをお願いします。

2款、総務費、1項、総務管理費です。予算額が1億4,326万9,000円。前年度と比較いたしまして693万円の減額となっております。1目、一般管理費におきまして、職員の配置人員の減によりまして、職員の人件費で減額となったものでございます。34、35ページをお願いします。

下の方になります。2項、徴税費です。予算額が5,031万7,000円。前年度と比較いたしまして279万4,000円の減額でございます。滞納整理事務に要する経費の方を計上いたしております。4人の転任者と4人の着任者の人件費の差によりまして減額となっているものでございます。続きまして、44、45ページをお願いします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費でございます。予算額が1億8,008万6,000円。前年度と比較いたしまして2,430万9,000円の増額となっております。5つの斎苑に係る維持管理経費、業務課に係る予算を計上しております。1項1目、保健衛生費では、主に職員の配置減により人件費におきまして減額となっているものでございます。

また、11節、需用費の印刷製本費では、仙南クリーンセンターが平成29年度稼働に伴い、ごみの分別が一部変更となることから、ごみ分別冊子の印刷に係る経費277万4,000円を計上しております。

なお、この財源につきましては、歳入4款、県支出金の市町村振興総合補助金100万円を見込んでございます。続きまして、48、49ページお聞き願いたいと思います。

理事長の提案理由にもありましたが、今年度では新たに3目といたしまして、柴田斎苑建替事業費4,315万4,000円を計上してございます。内訳につきましては、事業者選定支援業務を委託する他、隣接民有地の取得に係る経費、看板移転補償費を計上しております。

また、新たに4目といたしまして、白石斎苑建替事業費275万4,000円を計上しております。これは、境界確定を行うための測量業務委託料を計上しているものでございます。その下、廃目となっておりますのは、白石斎苑建替調査費の分です。白石斎苑建替調査費につきましては、今年度におきまして、基本計画策定及びPFI可能性調査が終了いたすことによる減額でございます。続きまして、50、51ページをお願いします。

2項、清掃費でございます。予算額が47億2,846万8,000円。前年度と比較いたしま

して43億1,110万6,000円の減額でございます。1目、清掃総務費では、角田衛生センター及び大河原衛生センターの人件費において、配置人員の減により減額となっているものでございます。52、53ページお願いいたします。

2目のじん芥処理費では、仙南リサイクルセンターを始めとする5つのごみ処理施設に係る維持管理経費を計上してございます。前年度と比較いたしまして2億1,645万円の減額でございます。角田衛生センターごみ処理施設及び大河原衛生センターが平成28年12月で焼却を終えることによりまして、係る燃料費、薬剤、維持補修費等において減額をいたしてございます。54、55ページをお願いします。

角田衛生センターごみ処理施設及び大河原衛生センターの閉鎖によりまして、15節、工事請負費では、角田及び大河原衛生センターに係る閉鎖工事費を計上してございます。

また、その上の浸出水抑制屋根補強工事ですが、仙南最終処分場において処理水対策に万全を期するために865万1,000円で屋根補強工事を計上してございます。

この2目、じん芥処理費につきましては、財政調整基金の繰り入れを行う他、特定財源といたしまして、ごみ処理手数料、動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料や資源回収物の売払い代等を充当いたしてございます。次に、56、57ページをお願いします。

3目のし尿処理費です。角田衛生センターし尿処理施設及び柴田衛生センターに係る維持管理経費を計上いたしてございます。3目につきましては、主に、し尿処理で使用いたしますA重油の単価の減によることと、それから15節、工事請負費といたしまして、昨年行いました一次処理水槽補修工事の減等により、前年度と比較いたしまして4,862万7,000円の減となったものでございます。次に、58、59ページお願いいたします。

4目、家庭ごみ有料事業費です。家庭ごみ有料事業費には、有料指定袋の製造保管、配送委託料、売りさばき手数料に係る経費の他、ごみダイエット絵画標語コンクールに係る啓発経費を計上いたしてございます。この財源といたしまして、歳入の2款、使用料及び手数料、2項2目、衛生手数料では、この事業に伴う家庭ごみ処理手数料2億7,000万円を見込んでございます。

なお、この4目の歳出経費を超えた分については、2目のじん芥処理費の特定財源として充当しているところでございます。次に、5目、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業費では、予算額が34億7,179万円。前年度と比較いたしまして39億9,613万1,000円の減となっております。この整備事業費には、平成25年度予算の債務負担行為に基づきまして、13節、委託料に設計建設モニタリング等業務委託料。それから15節、工事請負費に整備工事費を計上いたしてございます。その他に事務費といたしまして1,645万9,000円を計上してございます。この事業の財源といたしましては、国庫支出金として、循環型社会形成推進交付金7億3,876万円。組合債11億2,490万円。その他の財源といたしまして、仙南最終処分場覆盖施設に係る電気料収入分等295万8,000円。一般財源といたしまして16億517万2,000円見込んでございます。

なお、この一般財源の中には、震災復興特別交付税見合い分として、11億3,783万8,000円見込んでございます。次に、60、61ページをお願いいたします。

6目です。(仮称)仙南クリーンセンター整備対策費では、平成25年度予算の債務負担行為に基づきまして、角田市の地元対策事業に係る寄附金8,641万円を計上いたしてございます。次に、62、63ページをお願いいたします。

7目の仙南最終処分場延命化対策費でございます。仙南最終処分場延命化対策費は、平成27年度から29年度までの3か年で、総額1億7,065万6,000円でございます。平成28年度はこのうち、2事業に係る寄附金6,995万4,000円を計上いたしてございます。続きまして、64、65ページをお願いいたします。

5款、消防費です。予算額が20億5,645万4,000円。前年度と比較いたしまして4,221万円の増額となっております。1項1目、常備消防費では、前年度と比較いたしまして4,497万4,000円の増額です。これは、職員の人件費で7,079万2,000円の増。消防施設整備基金積立金で3,000万円の減によるものでございます。人件費の増につきましては、増員計画に基づく採用や再任用によるもの。それから共済組合標準報酬制導入や退職手当組合率改定。それから組合給与条例改正による増でございます。

それから、この1目の常備消防費につきましては、県から移譲されました液化石油ガス、火薬類の取り締まり事務に係る移譲事務交付金の他、高速道路における東日本高速道路株式会社からの救急業務負担金。宮城県消防学校派遣、宮城県からの派遣負担金等の収入を特定財源として充当いたしてございます。68、69ページをお願いいたします。

次に、2目の消防施設費の13節、委託料では、大河原消防署の梯子付消防自動車分解整備委託料を計上いたしまして、15節、工事請負費では、平成28年5月にアナログ無線が停波となることからアナログ無線設備等撤去工事。それから自然災害等におきまして、当消防本部が緊急消防援助隊受援施設となることから、老朽化しております本部庁舎の非常用発電装置改造工事を計上してございます。これらの財源ですけれども、梯子車につきましては、全額、財政調整基金を充てることとしてございます。非常用発電装置改造工事については、財政調整基金繰入金と充当率100パーセント、元利償還の70パーセントが交付税措置される緊急防災減災事業債を活用するものでございます。18節、備品購入費、下から3行目ですけれども、高規格救急自動車購入費。こちらは白石消防署配備の救急車を更新配備するために計上してございます。その下の普通消防ポンプ自動車購入費では、柴田消防署。それから角田消防署丸森出張所配備の普通消防ポンプ自動車の更新分を計上してございます。これらの車両のうち、新たに緊急消防援助隊に登録となる高規格救急自動車。それから丸森出張所の普通消防ポンプ自動車につきましては、緊急防災減災事業債を活用するものでございます。

また、普通消防ポンプ自動車2台分については、歳入4款、県支出金、市町村振興総合補助金1,022万6,000円を特定財源といたしまして見込んでございます。次に、70ペ

ージ、71 ページお願いいたします。

6 款、教育費、1 項、教育総務費です。予算額が 3,158 万 4,000 円。前年度と比較いたしまして 312 万 2,000 円の増でございます。主に、2 目、事務局費におきまして、人件費で増となっているものでございます。72、73 ページお願いします。

下の方になります。3 項、圏域文化振興費では、予算額が 1 億 2,594 万 8,000 円。前年度と比較いたしまして 54 万 5,000 円の減でございます。1 目の圏域活性化事業費では、AZ9 ジュニア・アクターズ養成事業に係る経費を計上いたしてございます。財源といたしましては、ふるさと市町村圏基金 2 億円からの利子。それから、ふるさと市町村圏基金繰入金を充てることとしてございます。次に、76、77 ページをお願いいたします。

7 款、公債費です。予算額が 1 億 3,912 万 1,000 円。前年度と比較いたしまして 81 万 1,000 円の増となっております。1 項 1 目の元金では、仙南リサイクルセンター、し尿処理施設、消防におきまして、平成 25 年度借入れ債の元金償還が始まりましたが、角田衛生センター、大河原衛生センターの 5 件の償還が完了したことにより減となっているものでございます。

2 目の利子については、(仮称)仙南クリーンセンター平成 27 年度借入れ債の利子償還分を計上したことによりまして、増額となっているものでございます。ここで、4 ページの方に戻って頂きたいと思えます。

4 ページ、第 2 表、債務負担行為です。債務負担行為の設定ですが 2 点ございます。

1 点目は、財務会計システム賃借料で、平成 29 年度から 33 年度まで。限度額 1,763 万 3,000 円を設定しようとするものでございます。

2 点目は、柴田斎苑建替建設工事で、平成 28 年度から 30 年度までで、限度額 13 億 9,376 万円を設定しようとするものでございます。平成 28 年度は準備期間のためゼロ債務といたしまして、平成 29 年度、30 年度で工事を実施いたすものです。この 2 点を債務負担行為として設定しようとするものでございます。5 ページになります。

第 3 表、地方債です。地方債につきましては、衛生施設整備事業及び消防施設整備事業におきまして、総額 12 億 4,980 万円を計上してございます。以上が一般会計の予算となります。

続きまして、第 17 号議案、仙南芸術文化センター特別会計予算になります。102、103 ページをお願いいたします。

歳出です。1 款 1 項 1 目、仙南芸術文化センター費では、1 億 3,978 万 9,000 円。前年度と比較いたしまして 666 万 2,000 円の増でございます。歳出では、人件費、修繕料、灯油、それから備品購入費において減額をしておりますが、19 年が経過しているというふうなことから、施設の修繕で必要な個所がでてきてございます。次のページお願いいたします

15 節、工事請負費では、冷却塔薬品注入装置他補修工事を含む 6 件の維持補修費を計

上してございます。前年度より 854 万 6,000 円増でございます。

また、19 節、負担金、補助及び交付金では、平成 28 年度に開館 20 周年を迎えるにあたりまして、記念事業を実施するため、実行委員会の負担金に前年度より 510 万円増の 2,000 万円を計上してございます。1 目、仙南芸術文化センター費の財源といたしましては、事業収入、いわゆる友の会収入。それから文化センターの使用料、諸収入等を特定財源として見込みまして、実行委員会の負担金には、財政調整基金から繰り入れ措置をいたしてございます。以上が特別会計予算となります。以上で第 16 号議案、第 17 号議案の詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○10 番(佐藤貴久君) はい。

○議長(加藤克明君) 10 番、佐藤議員。

○10 番(佐藤貴久君) 1 点だけなんですけど、105 ページの、え、この、工事請負費の、すいません、え、この老朽化に今、敏感なんで、ここの内訳を教えて欲しいんです。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。水戸企画財政課長。よろしいですか。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

佐藤議員の御質問にお答えいたします。105 ページ、15 節、工事請負費の内訳というふうな御質問でございました。1 番上の非常用発電設備他交換工事は 333 万 4,000 円でございます。その下の冷却塔薬品注入装置他交換工事は 458 万 4,000 円。上から 3 行目、駐輪場防滑塗装工事は 221 万 4,000 円。それから、駐車場舗装工事については、126 万 1,000 円。流し台交換工事は 97 万 2,000 円。高圧受電盤機器交換工事は 260 万 7,000 円でございます。以上でございます。

○議長(加藤克明君) 再質問ございますか。よろしいですか。

○10 番(佐藤貴久君) ありません。

○議長(加藤克明君) はい。

他に質疑ありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 16 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

これより、第 17 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤克明君) 起立総員であります。

よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第 229 回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 11 時 53 分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成28年2月26日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 加 藤 克 明

署名議員 菊 池 修 一

署名議員 山 谷 清